

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○核燃料税条例の施行期日を定める規則

（税 務 課） 一

○核燃料税条例施行規則

（ 同 ） 一

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

（ 同 ） 四

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

（税 務 課） 六

規 則

核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和五年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

核燃料税条例の施行期日を定める規則

核燃料税条例（令和四年宮城県条例第七十四号）の施行期日は、令和五年六月二十一日とする。

核燃料税条例施行規則をここに公布する。

令和五年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

核燃料税条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、核燃料税条例（令和四年宮城県条例第七十四号。以下「条例」という。）の施

行に關し必要な事項を定めるものとする。

（徴税吏員の委任）

第二条 知事は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第一条第一項第三号の徴税吏員としての権限に属する事務のうち次に掲げるものを、総務部税務課に勤務する職員に委任する。

一 核燃料税に係る徴収金の徴収に關すること。

二 核燃料税の賦課徴収に關する調査をするために質問及び検査をすること。

三 核燃料税に係る徴収金の滞納処分に關すること。

四 その他知事が指定する核燃料税に係る事務に關すること。

2 知事は、前項の事務を徴税吏員に行わせる場合においては、その事務の内容及び期間を定めてこれを行わせなければならない。

3 第一項の徴税吏員には、その身分を証する徴税吏員証を交付する。

（更正又は決定の通知）

第三条 知事は、法第二百七十六条、第二百七十八条又は第二百七十九条の規定により核燃料税に係る徴収金の更正又は決定をしたときは、核燃料税更正決定通知書兼徴収金納額告知書により納税者に通知しなければならない。

（賦課徴収）

第四条 核燃料税の賦課徴収については、前条に定めるものを除くほか、宮城県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）第八条の二、第八条の三、第九条の二、第九条の三、第十一条第十二条、第十二条の六から第十三条まで、第十四条の二第一項及び第二項、第十五条、第十六条第一項、第十八条、第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の二の規定を準用する。この場合において、同規則第八条の二、第八条の三、第九条の二、第九条の三、第十二条、第十二条の六から第十二条の九まで、第十四条の二第一項及び第二項、第十五条、第十八条、第十九条第二項、第二十条第三項並びに第二十条の二中「県税事務所長」とあるのは「知事」と、同規則第十六条第一項中「条例第二十一条」とあるのは「法第二十条の九の三」と、同規則第二十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

（文書の様式）

第五条 条例第八条第一項の申告書及び価額割に係る同条第三項の修正申告書の様式は、様式第一号による。

2 条例第八条第二項の申告書及び出力割に係る同条第三項の修正申告書の様式は、様式第二号による。

- 3 第三条の核燃料税更正決定通知書兼徴収金納額告知書の様式は、様式第三号による。
- 4 核燃料税の賦課徴収に関する文書の様式は、前三項に定めるものを除くほか、宮城県条例施行規則様式第五号の二(その一)、様式第十七号、様式第十七号の二、様式第二十八号、様式第三十三号、様式第三十四号、様式第三十六号及び様式第三十七号から様式第三十八号(その一)までに定めるところによる。(この場合において、様式第二十八号中「宮城県 所長」とあるのは「宮城県知事」と、「県税事務所」とあるのは「宮城県総務部税務課」と、「当所課付担当班」とあるのは「宮城県総務部税務課」と、様式第三十三号、様式第三十四号及び様式第三十七号から様式第三十八号(その一)までの規定中「宮城県 所長」とあるのは「宮城県知事」とする。
- 5 知事は、前四項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に係る文書の様式について必要があるときは、宮城県条例施行規則の各様式について前項の例に準じて所要の調整を加えた様式によることができる。

附 則

- 1 (施行期日) この規則は、令和五年六月二十一日から施行する。
- 2 (この規則の失効) この規則は、令和十年六月二十日限り、その効力を失う。
- 3 前項に規定する日までに条例の規定により課した、又は課すべきであった核燃料税については、この規則の規定は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

様式第一号 (第五関係)

核燃料税額割 申告書 修正申告書

付 印

宮 城 県 知 事 殿	※ 発信年月日	精 算
年 月 日	通 信 日 付 印	確 認 印
受 取 部 課 名	担 当 者 氏 名	電 話 () 局 番

所在地	この申告の担当課名	課税標準	税率	税額
名称及び代表者氏名	課名	円	8.5/100	円
法人番号	分	申告額又は修正申告額		
		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した額	8.5/100	
		この申告により納付すべき税額		

課税対象核燃料 (新規挿入分)		関 連 する 明 細		課 税 対 象 外 核 燃 料 体
挿入核燃料数	核燃料の単価	設置場所	年月日	
④	⑤	⑥	⑦	⑧
円	円	円	年月日	円

計	平均単価	計 (課税標準額)	挿入核燃料の合計体数	再挿入分体数	既挿入分体数	計 (⑦+⑧+⑨)
⑦				⑧	⑨	

様式第2号 (第5条関係)

核燃料税出力割 申告書

付 印

宮 城 県 知 事 殿

年 月 日

※ 処理事項

発信年月日

通信日付印

確認印

精 査 算

発電用原子炉設置者	所在地										
	名称及び代表者氏名										
法人番号											
この申告の担当部署名及び担当者氏名		部署名	担当者氏名								局 番
			電話 ()								
区 分	課税標準	税率	税 額	①	②	③	課税標準に関する明細				備考
				運輸	運輸	運輸	課税標準				
申告額又は修正額	課税標準	税率	税 額	千kW	22,300円	11,150円					円
申告額が修正額を超過している場合の確定した額	運輸	22,300円									
この申告すべき額	運輸	11,150円									
	合計										
	合計										
発電用原子炉の名称	課税期間	熱出力	課税期間が3月に満たない場合の課税月数	熱出力	備考						
						年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
合計											

様式第3号 (第5条関係)

第 年 月 日

発電用原子炉設置者

所在地

名称 (法人名) 殿

宮城県知事

印

核燃料税 (価額割・出力割) 更正決定通知書兼徴収金納額告知書

地方税法 (第276条、第278条、第279条) の規定により下記のとおり (更正・決定) したので、通知します。

申告書提出期限	年 月 日	申告書提出日	年 月 日
発電用原子炉の名称	区 分	課税標準	税率
			税 額
更正・決定額			円
既に納付の確定した額			
不足額			(イ)
超過申告加算金			(ロ)
不申告加算金			(ハ)
重加算金			(ニ)
合計	((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ))		

(備考)

1 上記の納付すべき不足税額及び加算金については、年 月 日までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所へ納付してください。また、このことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができません。

2 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消を提起することなく、この処分についての取消を提起することなく、審査請求の裁決を経ることなく、この処分について取消を提起することなく、審査請求の執行又は手続の続行により生じる損害を避けるため緊急の必要があるときは、他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

様式第五号の二（その三）（表）を次のように改める。

様式第5号の2 (その3)

(表)

自動車税督促状

年度自動車税種別割	
登録番号	確認番号
納付番号	
納期限	
税額	円

上記のとおり未納となっておりますから至急納めてください。
 行き違いにより、既に納められた方にも本状が送達されることがあり
 ますので御了承ください。
 (裏面もご覧ください。)

↓ 下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付願います。この書面は、領収証書等とともに大切に保管してください。

77 宮城県 領収済通知書 通常払込料金 通入者負担

加入者名	宮城県・取投者 宮城県会計管理者	口座記号	00130-8-967087	金額		納付区分	
収入者名	宮城県会計管理者	口座記号	04000	納付番号		確認番号	
年 度		税 目		納 期 限			
課 税 事 務 所							

34

延滞金	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	納 税 者 氏 名		領 収 日 付 印	
合計額					

C	V	S	収	納	用
金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。 (郵便局/金融機関QCS本部/宮城県保管)					
コンビニエンスストア 納付取扱期限					

自動車税納付書 兼据替払込請求書兼受領証

加入者名	宮城県・取投者 宮城県会計管理者	口座記号	00130-8-967087	納付番号		確認番号	
収入者名	宮城県会計管理者	口座記号	04000	納付番号		確認番号	
年 度		税 目		納 期 限			
課 税 事 務 所							

34

延滞金	円	納 税 者 氏 名		領 収 日 付 印	
合計額	円				

C	V	S	収	納	用
この受領証は、大切に保管してください。					
コンビニエンスストア 納付取扱期限					

領 収 証 書

納付番号		課税年度	
確認番号			
納期限			
延滞金額	円		
合計額	円		

34

納税者氏名		領 収 日 付 印	
課税事務所			

収入印紙不要	(納税者保管)
--------	---------

自動車税納税証明書 (継続検査(構造等変更後)用)

登録番号 (車台番号)	
有効期限	

34

領 収 日 付 印	
-----------	--

収入印紙不要	(納税者保管)
--------	---------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の宮城県条例施行規則の規定による様式第五号の二(その三)については、当分の間、改正後の宮城県条例施行規則の規定による様式第五号の二(その三)とみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十九号

宮城県事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県事務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、領収する現金等が少額であり、かつ、翌営業日までに県指定金融機関に払い込むことが効率的でない場合にあつては、領収した日の翌日から起算して五営業日以内に、県指定金融機関に払い込むことができる。

第七十八条第一項中「核燃料税条例(平成二十九年宮城県条例第六十四号)」を「核燃料税条例(令和四年宮城県条例第七十四号)」に、「核燃料税条例施行規則(平成三十年宮城県規則第八十二号)」

を「核燃料税条例施行規則(令和五年宮城県規則第五十五号)」に改める。

様式第百十三号を次のように改める。

核 燃 料 税 課 税 台 帳 兼 収 入 台 帳

発電用原子炉 設置者 名 称	所在地	発電用 原子炉 設置場 所 名 称
	名 称	

条例第3条第2項の日 又は課税期間の末日	調 定 年 月 日	課 税 標 準	税 率	税 額	収 入 年 月 日	収 入 額	未 収 入 額	収 入 年 月 日	延滞金収入額
価 額 割	申 告 年 月 日	千円	$\frac{8.5}{100}$	8.5 100	差引調定額	• •		• •	
						• •		• •	
						• •		• •	
						• •		• •	
						• •		• •	
						• •		• •	
	修 更 正 年 月 日	千円	8.5 100	8.5 100	差引調定額	• •			督 促 状 発 付 年 月 日
						• •			• •
						• •			• •
						• •			• •
						• •			• •
						• •			• •
申 告 年 月 日	千円	22,300円	22,300円		• •			督 促 状 発 付 年 月 日	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
修 更 正 年 月 日	千円	22,300円	22,300円	差引調定額	• •			督 促 状 発 付 年 月 日	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
加 算 金 決 定 年 月 日	千円	11,150円	11,150円	差引調定額	• •			督 促 状 発 付 年 月 日	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
加 算 金 決 定 年 月 日	千円	22,300円	22,300円	差引調定額	• •			督 促 状 発 付 年 月 日	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
					• •			• •	
出 力 割	加 算 金 決 定 年 月 日	千円	11,150円	11,150円	差引調定額	• •			督 促 状 発 付 年 月 日
						• •			• •
						• •			• •
						• •			• •
						• •			• •
						• •			• •

附 則

この訓令は、令和五年六月二十一日から施行する。